

制度

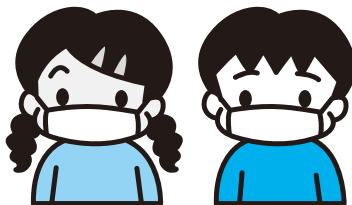
平成25年度

病児保育事業のご案内

病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期〜回復期にあたり、家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。

※医師により受け入れが不可能と判断された場合は利用できません。



対象（すべてあてはまる子ども）

- ① 生後6ヶ月〜小学3年生まで
- ② 保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。

対象となる病気

- ① 風邪、下痢（腸炎）等、子どもが日常的にかかる疾患

（脱水症状はないが保育所等に連れていけないとき）

- ② インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染病疾患（麻疹を除く）

（急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所等へ行けないとき）

- ③ 喘息などの慢性疾患
- （呼吸困難は強くないが、保育所

- 等には連れていけないとき）
 - ④ 骨折、熱傷などの外傷性疾患
- （病状が固定しても、保育所等には連れていけないとき）

利用料金

世帯の課税状況によります。

世帯区分	利用料
生活保護世帯	無料
前年度分の市町村民税非課税世帯	1日 1,000円 (半日 500円)
上記以外の世帯	1日 2,000円 (半日 1,000円)

利用時間

8時30分〜17時30分

※土・日・祝日、その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。

利用手続き

● 役場での事前手続きが必要です。

● 平成24年中に有田川町に転入された方は、前住所で平成24年度課税証明書をとり添付してください。

※登録用紙については、役場のほか、

各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

問い合わせ／金屋庁舎こども教育課

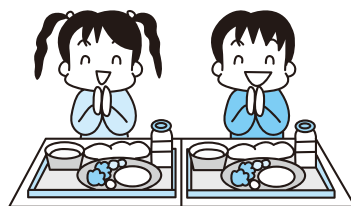
就学援助制度のご案内

経済的な理由により、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費等の費用を援助する制度があります。

教育委員会が認定基準に基づいて「要保護及び準要保護児童生徒」と認められた場合に援助を行います。

希望される方は、在籍している小・中学校長までお申し込みください。

問い合わせ／金屋庁舎こども教育課



各補助金制度について

〔有田川町授産施設通所交通費助成金交付制度〕

在宅の障害者の方が障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する制度です。

対象者／通所距離が2kmを超える

方で路線バス、鉄道、施設の送迎用車等を利用して通所している方

※他の制度により、交通費の補助を受けている方は対象になりません。

〔有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度〕

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所等）に通う児童の保護者の負担の軽減を図るための補助金です。

対象者／町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で自宅からの距離が4kmを超える方

※施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。

2つの補助金については申請が必要です。対象になると思われる方で申請がお済みでない方は3月末までに申請してください。

なお、既に障害児通所施設遠距離通所補助金の交付決定を受けている方は、通所施設において「出席状況証明書」が交付されましたら請求書とともに4月5日（金）までに提出してください。

詳しくは役場やすぎ福祉課福祉班までお問い合わせください。

問い合わせ／金屋庁舎やすぎ福祉課